

旧安田幼稚園
活用事業及び事業運営者募集要領

令和 8 年 7 月
阿賀野市財務課

閉園となった「旧安田幼稚園」施設を有効に活用できる事業及び事業運営者を募集します。

●募集対象施設

施設名称：旧安田幼稚園

所在地：阿賀野市保田3891-1

構造：鉄骨造 建築基準法（新基準）

建築年：平成 9 年 1 月

建物延床面積：679㎡

閉園年月日：令和 5 年 3 月31日

活用対象範囲：建物及び建物周辺敷地 2,235.66㎡ ※別紙範囲図参照

なお、園庭（1,677.34㎡）については、活用対象範囲に含めませんが、維持管理（草や落葉、樹木などを含む）は行っていただきます。

供給処理設備の状況：電気、上下水道、ガス使用可能（現在、使用休止中）※使用開始手続は、事業運営者で行うこと。

●応募資格

市に有益な事業提案を行い、その運営を行う法人または個人で、以下の者を除く。

- （1）市税等の滞納がある者
- （2）法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている等に該当する者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する団体（暴力団）及び警察当局から排除要請がある者

●貸付条件

次の全ての条件を満たす（了承する）こと。

- ① 事業を行うため、活用対象範囲全てを活用すること。（一部貸付は行いません。）
- ② 活用するに当たり、市に有益な事業を行うこと。
- ③ 貸付期間は最長で 5 年とし、更新は可能とすること。
- ④ 建物や建物周辺敷地（園庭を含む）の維持管理（必要な点検・検査等の実施・費用負担や草、落葉、樹木などを含む）を行い、周辺環境への配慮を適切に行うこと。
- ⑤ 建物保険に加入すること。なお、現在市で加入しているものを継続するか、事業運営者が民間保険に独自で加入するか、それらを併用するかを選択していただきます。保険料について、いずれの場合でも事業運営者が全額負担することとなります。
- ⑥ 現状貸付となり、光熱水費、改修費及び修繕費については、原則、市は一切費用負担をしないこと。必要な場合は事業運営者が全て手続きを行い、費用負担すること。
- ⑦ 貸付期間が満了したとき、事業運営者の負担で貸付開始時の状態に復して施設を返還しなければ

ならない。ただし、事前協議の上、市が認めた場合はこの限りでない。

⑧ 事業開始前に事業運営者は地域住民に対し、事業についての説明を行うこと。

●最低貸付料

50,000円/月とします。（600,000円/年）

最低貸付料以上の金額で、応募者は希望借受（貸付）料を提示してください。

●提案方法

以下の書類を受付期間内に**持参または郵送**で提出してください。

（１）提出書類

①旧安田幼稚園活用に係る事業計画書（任意様式）

なお、事業計画書には、次のことを記載してください。

- ・提案者概要（会社概要）
- ・利用目的
- ・利用計画図
- ・収支計画（希望借受（貸付）料を含む）
- ・利用見込み（計画期間に対する推移）
- ・事業の市への有益性
- ・その他の提案、特筆すべきこと

②暴力団等の排除に関する誓約書

③【法人の場合】履歴事項全部証明書（法務局で発行できます）

【個人の場合】身分証明書（本籍地の市区町村で発行できます）

④【市内事業者・在住の場合】市税の納税証明書（市の税務課で発行できます）

【市外事業者・在住の場合】法人税（または所得税）の納税証明書（税務署で発行できます）

※③,④については、提出する日から３か月以内に取得したもので、写し可とします。

※④については、未納がないことを証明してください。

（２）受付期間および時間

令和８年７月13日（月）から令和８年７月28日（火）まで（閉庁日を除く）

午前８時30分から午後５時15分まで（郵送の場合は７月28日必着）

※事前に相談または、現地を確認したい場合は、担当まで連絡をお願いします。

※質問がある場合は、別紙「質問書」の提出（持参、郵送、E-mail）をお願いします。

質問対象・内容を簡潔かつ明瞭にご記入ください。

（３）提出場所

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10-15

阿賀野市役所 総務部 財務課（本庁２階）

●審査方法

この公募のために組織した審査委員会において、提案された事業計画書等を審議して最優秀提案者を決定いたします。

なお、応募者が１者であっても審査を行います。審査は次のような視点で行います。

- (1) 市にとって魅力ある提案か（有益性・地域活性化への寄与等）
- (2) 事業者の適格性
- (3) 計画の具体性、確実性、継続性
- (4) 施設内環境への配慮及び施設管理に対する積極性
- (5) 市への協力体制及び周辺地域への配慮、安全性
- (6) 上記のほか、提案に対して評価する事項

※審査基準は一例として挙げているもので、上記に限りません。

●貸付の決定

最優秀提案者決定の日以降、建物建築時の国県補助金（財産処分等）の手続き完了（2～3か月程度かかります）後に、市が作成する契約条項に基づき賃貸借契約手続きを進めることとします。なお、契約の締結に必要な費用は全て事業運営者の負担とします。これらを了承の上、応募してください。

●問合せ先

阿賀野市総務部財務課

TEL : 0250-62-2525（ダイヤルイン）

FAX : 0250-62-0281

E-mail : zaimu@city.agano.niigata.jp